

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について



環境省は、平成 27 年 6 月 2 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を北電テクノサービス株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

①住所、名称、代表者の氏名

富山県富山市牛島町 13 番地 15

北電テクノサービス株式会社 代表取締役 長谷川 俊行

②施設設置場所

富山県滑川市四ツ屋 2531 番 1、富山県富山市上野 564 番及び 568 番並びに射水市沖塚原 29 番 1 並びに石川県小松市千木野町ソ 82 番 2 及びル 1 番 1 並びに麦口町チ 29 番、36 番甲、37 番、41 番、42 番、43 番及び 44 番並びに白山市部入道町ホ 33 番 1、53 番 1、77 番及び 88 番並びに福井県越前市高木町9字道儀路7番及び8字粕屋町8番並びに大野市西勝原 38 字落合平 1 番 5

③施設の種類

PCB 汚染物の洗浄施設

④処理を行う廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 2 条の 4 第 5 号に規定する PCB 汚染物のうち、電気機器又は OF ケーブル(PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

⑤処理の方法

洗浄(加熱強制循環洗浄法)

⑥処理能力

洗浄施設 1 基につき、変圧器(抜油済みであって、④に掲げるものに限る。)を最大 3 台／7 日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 平成 27 年 6 月 2 日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 佐藤旭

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

